

# 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

舞鶴市長様

住所 \_\_\_\_\_  
 納税義務者 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 (名称) \_\_\_\_\_

個人番号又は法人番号(右詰め) 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法附則第15条の7第1項又は同条第2項に規定する認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、市税条例附則第7条の3第2項の規定に基づき申告します。

所在地				床面積 (㎡)		
				1階		
				2階		
				3階		
家屋番号						
用途		構造		屋根		
				B1		
				以外		
階層		地上階 地下階		合計		
併用住宅の場合	住宅部分		共同住宅及び複数世帯住宅の場合		戸	
	その他の部分					
建築年月日		登記年月日		入居年月日		
年 月 日		年 月 日		年 月 日		
備考						

(注)

1. 「家屋番号」の欄には、法務局に登録した家屋番号を、登記していない場合には未登記とご記入ください。
2. 「建築年月日」の欄には、建物を取得した日付(完成年月日)を記入してください。
3. 申告書には、必要書類等を添付してください。
4. 申告書を提出する日が、新たに固定資産税を課されることとなる年度の初日の属する年の1月31日までに提出してください。提出できなかった場合は理由を備考欄に記載してください。
5. 申告書に添付する必要書類

地方税法施行規則第7条第2項に規定する書類(長期優良住宅の認定通知書の写し)

## ○対象となる住宅の要件について

1. 新築時期が長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行の日から平成 28 年 3 月 31 日までのもの
2. 住宅部分の床面積が 50 m<sup>2</sup>以上 280 m<sup>2</sup>以下（一戸建以外の貸家住宅の場合は 40 m<sup>2</sup>以上）のもの

なお、共同住宅などで、屋内にある廊下、階段、エレベーターホール等の共用部分がある場合は、この部分の床面積を各戸の床面積の割合に応じて按分し、按分後の各戸当たりの床面積で判定します。

また、店舗付き住宅のように住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、住宅部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 以上となるもので、かつ 120 m<sup>2</sup>までの部分に限られます。

## ○減額される期間について

1. 3 階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅・・・新築後 7 年間
2. 上記以外の住宅・・・・・・・・・・・・・・・・新築後 5 年間